

堺市立の高齢者福祉施設の民間譲渡に関する懇話会開催要綱

令和3年8月1日制定

1 目 的

堺市立八田荘老人ホーム及び堺市立中老人福祉センターについて、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、堺市立の高齢者福祉施設の民間譲渡に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 堺市立八田荘老人ホームの民間譲渡に関する事項
- (2) 堺市立中老人福祉センターの民間譲渡に関する事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する7人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 堺市自治連合協議会から選出された者
- (3) 堺市老人クラブ連合会から選出された者
- (4) 市民活動の促進及び地域福祉に寄与する団体から選出された者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議（以下単に「会議」という。）は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議の公開等

- (1) 会議は、公開するものとする。ただし、市長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
 - ア 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について意見を聴取するとき。
 - イ 会議を公開することにより、公正又は円滑な意見の聴取が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和2年制定）の定めるところによる。

7 会議録

市長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

8 開催期間等

令和3年9月1日から令和4年3月31日までの間のうち、概ね2回程度

9 庶 務

懇話会の庶務は、長寿支援課において行う。